

平成 22 年 1 月 12 日現在

研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2006～2008
 課題番号： 18530061
 研究課題名 (和文) 他人のための事務処理関係の競合 —その広がりと当事者が意識していない場合の法律関係
 研究課題名 (英文) Legal Effects in Simultaneous Existence of Mandate and Trust.
 研究代表者 佐久間 毅 (SAKUMA TAKESHI)
 京都大学・大学院法学研究科・教授
 研究者番号： 80215673

研究成果の概要：当事者が意識しないまま事務処理関係が競合することがある。そのうち、とくに委任等の事務処理契約と信託の競合は、事務処理のための費用として金銭が交付される場合など、非常に広範に生じる。事務処理契約の法律効果と信託の法律効果は、すでに基本的なものについて大きく異なる（たとえば、受任者・受託者の権限と義務の内容、権限違反行為・義務違反行為の効果）。そのため、この場合の当事者間の法律関係をどのように認めるかが問題となるが、当事者が意識しなかった信託の法律効果は黙示の合意により基本的に排除されており、意識的に設定した事務処理契約によって基本的に規律されると解すべきである。ただ、信託の効果としての倒産隔離効を排除する意図は当事者に通常なく、したがって、その前提となる効果（たとえば、受託者の分別管理義務）も通常認められるべきこととなる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	1,400,000	0	1,400,000
19年度	1,100,000	330,000	1,430,000
20年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	600,000	4,000,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：委任、代理、信託、財産管理、権限と義務

1. 研究開始当初の背景

ある者が他人のために事務を処理する制度には、委任・準委任、代理、寄託、制限行為能力者のための財産管理、遺言執行、信託など、さまざまなものがある。そして、一つの社会関係においてそれらのうちの複数の制度が競合することがある。ただ、その競合の問題が重視されることはあまりなかった。しかしながら、信託への注目の高まりと最判

平成 14・1・17 民集 56 卷 1 号 20 頁は、この問題の重要性を認識させるものであったと考えられる。同判決は、事務処理契約（請負）の遂行のために金銭が事務処理者に預けられた場合に、その金銭がどのような法的扱いを受けるか、とくに、事務処理者の責任財産を構成するかに関するものであり、一定の要件のもとで信託の成立を認めて、これを否定したものである。ある事務処理契約（請負）

を締結する意思でその契約を締結し、信託の設定を全く意識していなかった当事者の間に、信託法理の適用を認めたのである。そして、その後、同様の態度を示唆する最高裁判決が幾つか続いた。

事務処理者に金銭を預けた場合に信託が成立するならば、そこでは、委任・請負等と信託という2つの法律関係が併存しているか、あるいは2つの契約の混合契約が成立していることになる。この場合には、当事者間の権利義務を規律するものとして、委任・請負等に関する規律と信託に関する規律があることになるが、それらの内容は時として大きく異なる(例:忠実義務の有無、善管注意義務の程度、依頼者の監督権の範囲、事務処理者の報告義務の範囲など)。そうすると、当事者間の権利義務関係をどのように考えるのが問題とならざるを得ない。

そこで、他人のための事務処理に関する制度について、とくに信託及び信託法の進展に照らして、それぞれの異同とそれらが競合する場合の捉え方を明らかにすることが重要であると考えた。

2. 研究の目的

一般的には1において述べたとおりであるが、より具体的には、次のことを研究の目的とした。

(1) 民法上の他人のための事務処理制度と信託が競合するものと認められてよい場合を明らかにすること。とりわけ、当事者が意図しないままに信託の成立が認められるのはどのような場合かという、信託の成立要件を明らかにすること。

(2) 他人のための事務処理制度の競合が認められる場合において、事務処理関係の当事者間に生じる権利義務(とくに、事務処理者が負う義務)の内容を明らかにすること。

(3) 以上の前提として、とくに信託と委任その他の法律関係における同様の事態の法的処理の異同を明らかにすること。なかでも、財産の帰属または財産の支配における優先関係を明らかにする必要がある事務処理者の権限逸脱行為または義務違反行為の場合について、その効果(依頼者または預けられた財産が、その効果をいかなる要件のもとで引き受けなければならないか)を明らかにすること。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者が単独で行うものであった。そのため、研究は、基本的に必要と考えられる内外の文献を収集・検討する、関連する問題に造詣の深い専門家への聞き取り調査を行いそれを分析する、という方法で進めた。

研究の初期段階では、他人のための事務処

理関係が競合しうる場合がどの程度あるかにつき、上記のようにして検討した。

その結果、競合しうる場合は相当の広がりがありうること、ただ、それを競合と捉えるかどうかは、それぞれの制度における法律関係の異同を前提として決められるべきであるという認識に至った。そのため、研究の中期以降は、それぞれの制度における法律効果の異同を明らかにすること、とりわけ「2. 研究の目的」の(3)に記した問題を明らかにすることに重点を置いて、検討を進めた。

4. 研究成果

(1) 当事者が意識しない事務処理関係の競合、とくに、委任等の事務処理契約と信託の競合は相当広範に生じる。

①当事者が一定の目的に従って管理または処分をすることとして財産を移転する契約を締結した場合、信託の成立が認められる。この契約も、他の契約と同様に、当事者がその内容に対応する意思をもっていなくても、要件に客観的に該当する場合には、成立が認められると解される。このため、一方が他方にある仕事を頼み、その仕事のために金銭が交付されるときには、信託の成立が認められることになる。したがって、各種の事務処理契約と信託の競合は極めて広範に起こりうることになる。

②もっとも、この競合の可能性があることは、競合の発生に直結するわけではない。

当事者が競合を生じさせない(ある法律関係を生じさせない)旨の合意をしているときは、その合意の効力として競合(その法律関係)が生じないこととなる。事務処理契約と信託とが競合しうる場合に問題になるのは、信託の効果を生じさせない旨の合意である。ただ、金銭を交付する者は、それが交付の目的にそって管理・処分され、かつ、その金銭が受取人の債務の責任財産を構成しないことを欲するのが普通であるから、信託の効果を生じさせない旨の合意は、明示的にされたのであれば格別、そうでなければ、そう容易には認められない。

信託契約の成立が認められる場合において、金銭の受取人がそれを意識していなかったときには、信託契約の錯誤による無効が一応は考えられる。しかしながら、信託の成立を認めることは、金銭を交付した者の利益を保護するために有用であり、受取人に過度の負担を課すことに当然になるわけでもない。したがって、錯誤の重要性が認められず、錯誤無効が認められないことが通常と考えられる。信託の成立が受取人に過度の負担となるときは別であるが、これは、信託が他の事務処理関係と競合して成立する場合の信託の内容(受取人=受託者に課される義務の内容)次第である。そして、その場合の信託の

内容（受取人＝受託者に課される義務の内容）は、両当事者が委任等の事務処理契約のみを意識し、信託の設定を意識していないときには、基本的にはその意識されていた事務処理契約上の内容（事務処理契約上の義務）から大きく離れるものではありえないと考えられる。したがって、信託の成立を認めることが金銭の受取人に過重な負担となることは、普通ない。

③以上より、委任等の事務処理契約と信託の競合は、非常に広範に認められてよいことになる。

(2) 当事者が意識しないまま委任等の事務処理契約と信託が競合する場合における当事者間の法律関係は、事務処理契約と信託が同一の事柄について異なる法律効果を生じるときには、事務処理契約上の法律関係が基本的に優先する。しかしながら、信託の法律効果が認められることもある。

①当事者が複数の法律関係の競合を意識していない場合には、当事者が意識的に設定した法律関係の優先が黙示に合意されていると解するのが適当である。したがって、当事者が意識しないまま委任等の事務処理契約と信託が競合する場合、当事者が意識的に設定した事務処理契約上の法律関係が優先する。

②これは、信託の法律関係については、信託契約時の合意により受託者の義務が軽減されていることを意味する。

③もっとも、受託者の義務のなかには合意により減免することができないものもある。それらは、一定の目的での財産の管理・処分を伴う場合には他の事務処理契約においても当然に義務づけられることと解される。

また、たとえば倒産隔離効は、一定の目的での管理・処分のために財産が移転される場合には、ごく例外的な場合を除き当事者により欲せられていると考えられる。したがって、これは信託の効果として認められるのが通常である。このことから、倒産隔離効の前提となる分別管理義務は、黙示の合意により排除されていないと通常考えられる。

(3) 当事者が意識しないまま委任等の事務処理契約と信託が競合する場合における当事者間の法律関係を定めるにあたっては、その前提として、競合するそれぞれの法律関係の異同について明確にする必要がある。この点では、とりわけ、財産交付者（事務処理依頼者であり、かつ、信託の設定者）の利益保護が重要な問題となるため、財産受領者（事務処理者であり、かつ、受託者）の権限および義務と、それらの権限違反・義務違反行為の効果の異同を明らかにすることが重要である。

①財産移転の有無の違いのために、受任者と受託者とでは、権限の範囲と意味が違い、

したがって権限違反の行為の効果も大きく異なる。受任者は、他人の財産を預かるにすぎないため、とくに許された行為をする権限を有するのみである。それに対し、受託者は財産の全権者であるため、あらゆる行為を法的に有効にする権限がある。受託者の「権限」に関して従来考えられてきたものは実質的には受託者の負う義務であり、受託者の権限違反行為は義務違反行為と同質のものである。

②以上から、受任者の権限違反行為は、原則として、委任者たる依頼者にとくに不利益を生じない。ただ、例外的に、表見法理により第三者の信頼が保護される場合に依頼者は不利益を負担しなければならない。それに対し、受託者の権限違反行為は委任者兼受益者たる依頼者に実質的に不利益を生じる。ただ、例外的に、第三者保護の必要性が希薄である場合に依頼者の利益保護が図られる。

③当事者が意識せずに事務処理契約と信託を競合させた場合、財産の移転があるため、この場面では基本的には信託としての扱いが優先されるべきことになる。そして、競合における法律関係は、このことを出発点として検討されるべきことになる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

①佐久間毅「受託者の『権限』の意味と権限違反行為の効果」、査読なし、信託法研究 34号（2009年）31 - 55頁

②佐久間毅「『債権法改正の基本方針』における債権時効に関する改正試案」、査読なし、金融法務事情 1881号（2009年）6 - 16頁

③佐久間毅「非営利法人法のいま」、査読なし、法律時報 80巻 11号（2008年）12 - 17頁

④佐久間毅「信託管理人、信託監督人、受益者代理人に関する諸問題」、査読なし、信託 234号（2008年）17 - 33頁

⑤佐久間毅「民法 94条 2項および民法 110条の類推適用による不動産登記名義に対する正当な信頼の保護—最一判平成 18・2・23」、査読なし、NBL834号（2006年）18 - 24頁

⑥佐久間毅「不動産の共有者の1人による不実の登記の抹消登記手続請求について—最一判平成 15年 7月 11日民集 57巻 7号 787頁に関連して—」、査読なし、民事研修 589号（2006年）3 - 16頁

〔学会発表〕（計3件）

- ①佐久間毅「受託者の『権限』の意味と権限違反行為の効果」、第34回信託法学会、2009年6月13日、亜細亜大学
- ②佐久間毅「商事代理法制の在り方」（日本私法学会拡大ワークショップ「商取引における「仲介者」の法規整—民商法再編を視野に入れながら」代表者：洲崎博史）、2008年10月12日、名古屋大学法学部
- ③佐久間毅（代表者：永田俊一）「信託法改正を踏まえた信託の新展開—新リバースモーゲージを中心に」、法と経済学会・2007年度（第5回）全国大会、2007年7月14日、大阪大学コンベンションセンター

〔図書〕（計2件）

- ①佐久間毅・民法の基礎1（総則）第3版、2008年、有斐閣、454頁
- ②佐久間毅・民法の基礎2（物権）、2006年、有斐閣、322頁

〔その他〕

- ①佐久間毅「他人の権利の処分と追認」『民法判例百選I [第6版]』、2009年、有斐閣、76 - 77頁
- ②佐久間毅「民法94条2項・110条の類推適用」『民法判例百選I [第6版]』、2009年、有斐閣、46 - 47頁
- ③佐久間毅「親権者の一方に利益相反関係ある場合における代理方法」『家族法判例百選 [第7版]』、2008年、有斐閣、92 - 93頁
- ④佐久間毅「登記申請権限の付与と基本代理権」『不動産取引判例百選（第3版）』、2008年、有斐閣、22 - 23頁
- ⑤佐久間毅「民法94条2項・110条の類推適用による不動産登記への正当な信頼の保護」、法学教室318号（2007年）別冊判例セレクト19頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐久間 毅 (SAKUMA TAKESHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80215673

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし